

真室川ブランド認定基準

真室川ブランド認定事業実施要項第2条第3号中の真室川ブランド認定基準を次のとおり定める。

真室川町のPRやイメージ向上につながる商品、または将来性の評価の高い商品であって(1)・(2)についてはそれぞれ一つ以上該当し、(3)についてはすべて該当すること。

(1) 独創性

- ① 真室川らしさが表現される物語性をもつ商品または商品であること。
- ② 商品・商品のコンセプトが真室川の歴史や生活文化に由来するものであること。
- ③ 類似の商品、産地と比べて優位性、独自性がある。
- ④ 真室川の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これに類するであって、形状、名称その他の特徴から真室川の独自の商品であることが明白であるもの。

(2) 産地

- ① 真室川の自然条件を活用して生産又は採取されたものであること。
- ② 真室川町内で商品の製造、加工その他工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
- ③ 主原料に真室川町内で生産されたものを使用しているか、又は真室川ならではの素材、製法、もしくは由来に基づいたものであること。
- ④ 真室川で生産されたもので、近隣の他の市町村の区域内で生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することがさけられない場合に限る)

(3) 信頼性

- ① 商品や販売に関する関係法令が遵守されていること。
- ② 消費者との交流、顔の見える販売、トレーサビリティシステムの導入、又は商品・製品に関する情報提供等信頼感確保の取組みを行っていること。